

浜松市公告第 879 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及びその添付書類を、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成 28 年 8 月 24 日

浜松市長 鈴木 康 友

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー北寺島店

静岡県浜松市中区北寺島町字新橋下 492 番 2 外 4 筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社バローホールディングス 代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町 180 番地の 1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名（名称）	代表者名	住所
株式会社バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県多治見市大針町 661 番地の 1
株式会社サンドラッグ	代表取締役 赤尾 主哉	東京都府中市若松町一丁目 38 番地の 1
浜松ホーエー株式会社	代表取締役 名倉 哲郎	浜松市中区中央三丁目 2 番 19 号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博文	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成 29 年 4 月 24 日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,275 平方メートル

(6) 施設の配置に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項 目	届出内容
駐車場の位置及び収容台数	220 台
駐輪場の位置及び収容台数	140 台
荷さばき施設の位置及び面積	199 平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	65.9 立方メートル

(7) 施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項 目	届出内容
小売業を行う者の開店時刻	午前 9 時 00 分
小売業を行う者の閉店時刻	午後 9 時 30 分
駐車場を利用できる時間帯	午前 8 時 30 分から午後 10 時 00 分まで
駐車場の出入口の数及び位置	3 箇所
荷さばきを行うことができる時間帯	
A 荷さばき施設	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで
B 荷さばき施設	午前 1 時 00 分から午前 3 時 00 分まで

(8) 届出年月日

平成 28 年 8 月 23 日